

命を守る 住宅用火災警報器

設置してありますか？点検してありますか？



「まさか！」の火事
住宅用火災警報器
で助かる命があります。



平成23年6月1日より沖縄県内すべての住宅に住宅用火災警報器が義務付けられ、今年で**13年**を迎えました。

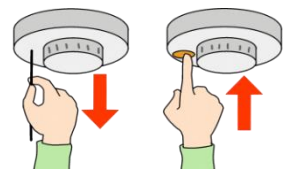
※住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知しなくなることがありますので、**10年を目安**に機器本体を取り替えましょう。

■設置する場所(例)



・寝室
・台所
・階段
・居室
など

■点検方法



ひもを引っ張ったり、ボタンを長押しすると、音声などで正常に作動するかどうかを知らせてくれます。

秋の全国火災予防運動：令和5年11月9日～15日
『火を消して 不安を消して つなぐ未来』

●警報器の種類

煙式と熱式があり、那覇市では『煙式』を設置してください。

□■□ お問い合わせ ■□□
那覇市消防局/予防課
TEL:098-867-0212



那覇市消防局 ×



この島の損保。

大同火災